

浄化槽をお使いの皆様へ

## 快適な生活と美しい環境を守るため 浄化槽の適切な維持管理を！

浄化槽は、微生物の働きを利用して日常生活によって発生する汚水を処理し、綺麗な状態にして河川等に排水するための施設です。浄化槽の効果を十分に発揮するためには、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。

浄化槽の維持管理は、「保守管理」、「清掃」、「法定検査」に分かれていて、定期的な実施が必要です。また、浄化槽法では、年1回の法定検査の受検が義務付けられています。

快適な生活と美しい環境を守るために、浄化槽の適切な維持管理をお願いします。

### ■保守点検に関するお問合せ

東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課 浄化槽担当

電話：042-528-2692

### ■浄化槽清掃の許可業者

(株)スリーピングサービス

電話：042-597-6112

### ■法定検査に関するお問合せ

公益財団法人東京都環境公社 浄化槽検査係

電話：042-595-7982



日の出町生活安全安心課 環境リサイクル係 042-597-0511 内線 334~336